

令和4年度山元町における障害者就労施設等からの 物品等の調達を推進を図るための方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり方針を定める。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、町の全ての部署が発注する物品等の調達とする。

4 調達の基本方針

予算の適正な執行、契約における経済性、公平性、競争性及び町の関連する施策等との整合性に留意し、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める。

5 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第4項に掲げる施設（別表1）とする。

6 調達を推進する物品等の種類

調達を推進する物品等の種類は、別表2のとおりとする。

7 物品等の調達目標

令和4年度における調達目標は、以下のとおりとする。

- (1) 物品 100,000円
- (2) 役務 1,210,000円

8 調達推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次に掲げる取組を行う。

- (1) 障害者優先調達推進法の周知・啓発を図りながら、障害者就労施設等から提供可能な物品等の必要な情報を収集し、庁内の各部署に提供するものとし、必要に応じて、障害者就労施設等からの調達の推進に向けた調整を行う。
- (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を活用する。
- (3) 物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、発注方法、発注量、納期の設定など障害者就労施設等の特性に配慮した発注に努める。
- (4) 障害者就労施設等からの優先調達にあたっては、事務用消耗品等に限らず、イベント等での啓発用物品や記念品の活用など発注可能な物品等を十分に活用する。

9 調達方針及び調達実績の公表

調達方針及び調達実績は町のホームページ等により公表する。

10 その他

物品等の調達のほか、町及び関係団体が実施するイベント等での販売機会の確保に努める。

11 調達方針に基づく窓口担当

調達方針の担当窓口は、保健福祉課とする。